

## 研究費等の使用に関する行動規範

2017年2月20日制定

この行動規範は、「公正な研究活動の推進に関する規程」第12条第1項第1号に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）において、研究費等を使用するうえでのすべての構成員としての取り組みの指針を定めるものとする。なお、この行動規範における「研究者」の定義は「研究倫理規程」に準じる。

1. 研究者は、研究費等を使用するにあたり、関係法令、「大谷大学・大谷大学短期大学部における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」、当該研究費等の使用規定等を遵守する。（「研究倫理規程」第13条第2項より）
2. 研究費等の使用方法は、公正で社会に説明できるものでなければならない。（「研究倫理ガイドライン」8.研究費等（1）より）
3. 研究費等は、関係法令及び当該研究費等の使用ルール（例えば、科研費の場合は科研費の使用ルール、本学研究資料費の場合は本学研究資料費のルール）に基づき適正に使用し、教育及び研究に必要な経費以外には使用しないこと。また、研究計画や申請に基づき適正に使用し、目的外の利用や不正使用は行わない。（「研究倫理ガイドライン」8.研究費等（2）より）
4. 研究者は、研究費等が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
5. 研究者及び事務職員は、関係部署等と協力し研究費等における不正防止に努めるとともに適正な執行管理を行う。
6. 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
7. この行動規範に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。
8. この行動規範の改廃は、研究費等不正使用防止委員会が決定する。

### 付 則

- 1 この行動規範は、2017年2月20日に制定し、2017年4月1日から施行する。
- 2 「大谷大学における公的研究費の使用に関する行動規範（2015年3月10日研究費不正防止委員会決定）」は、廃止する。